

質問事項

1. 手話言語条例の制定について

ろうあ者が家庭や学校、地域社会などあらゆる場面で手話を自由に使える環境を作るためにも、鳥取県のように「手話言語条例」が必要と考えています。

奈良県内では最近大和郡山市で「手話言語条例」が制定されました。平群町で「手話言語条例」を制定することについて貴殿のご見解をお聞かせください。

解答欄

町民が共に生きる地域社会を実現するために、必要と思います。

2. 平群町の手話奉仕員養成講座について

平群町では、毎年手話奉仕員養成講座を実施しています。しかし、1年間で入門編と基礎編を両方開催するだけの補助金はなく、また開催に必要な最低人数に満たない時は中止されます。手話奉仕員が非常に少ない現状を考えると、生駒郡内の他町と合同で養成講座を開いていただくことも必要かと思いますが、貴殿のご見解をお聞かせください。

解答欄

手話通訳者及び手話奉仕員の養成・技術の向上には必要と思います。

3. 手話通訳者の働く場の確保

手話通訳者の国家資格に「手話通訳士」という資格があります。しかし現在、手話通訳士の国家資格を取得してもそれを活かせる場面が極端に少ない状況にあります。せつかく取得した国家資格を有効に活用するためにも、手話通訳者が業務として働く場所を拡充することが急務であると考えています。貴殿のご見解をお聞かせください。

解答欄

各事業者への支援を行なう(行政)

4. 高齢聴覚障害者の支援

現在、高齢者支援のために介護保険法等が施行され、それに基づく介護保険事業が展開されていますが、どれも聴覚障害者には利用しにくいものがあります。老人ホーム等に入所された高齢聴覚障害者もほとんどが健聴者との共同生活になじめず、心細い余生を過ごしている状況が報告されています。

高齢聴覚障害者は高齢者全体で見ると少数派ですが、聴覚障害者も介護保険料を負担しており、健聴者と同じように介護サービスを受ける権利があります。ろうのヘルパーや手話のできるヘルパーを増やしていただきたいと考えますが、貴殿のご見解をお聞かせください。

解答欄

行政として意思疎通支援の推進を行なうべきである。

5. その他

聴覚障害者福祉施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

解答欄

財政上の措置を講ずるべきである。

馬本隆夫